

## 予防接種を受けた後の一般的注意事項

- ① 予防接種を受けた後 30 分間は、急な副反応がおこることがあります。医師（医療機関）とすぐに連絡を取れるようにしておきましょう。
- ② インフルエンザワクチンの副反応の多くは 24 時間以内に出現しますので、特にこの間は体調に注意しましょう。
- ③ 入浴は差し支えありませんが、注射した部位を強くこすることはやめましょう。
- ④ 接種当日は、いつもの生活をしてかまいませんが、激しい運動は避けましょう。

## インフルエンザ予防接種の副反応

予防接種の注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常 2～3 日のうちに治ります。また、僅かながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどが見られることもあります。通常 2～3 日のうちに治ります。また、接種後数日から 2 週間以内に発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れる等の報告があります。

非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などがあらわれることがあります。

## その他

### 予防接種を受けない場合

接種医の説明を十分聞いた上で、保護者が接種を希望しない場合、当日の身体状況等により接種をしなかった場合等においては、その後、インフルエンザに罹患、あるいは罹患した事による重症化、死亡が発生しても、担当した医師にその責任を求めることはできません。

### 副反応が起こった場合

予防接種の後、まれに副反応が起こることがあります。また、予防接種と同時に、ほかの病気がたまたま重なって現れることがあります。

予防接種を受けた後、接種した部位が痛みや熱をもってひどくはれたり、全身のじんましん、繰り返す嘔吐、顔色の悪さ、低血圧、高熱などが現れたら、医師（医療機関）の診療を受けてください。

### 予防接種による健康被害救済制度について

- ① 任意のインフルエンザ予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要となったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく救済を受けることができます。
- ② 健康被害の程度に応じて、医療費および医療手当、障害年金、遺族年金、遺族一時金、葬祭料の区分がありますが、予防接種法と比べて救済の対象、金額等が異なります。  
薬学的判断について国の審議会で判断され、救済の対象となった場合に、上記の保障を受けることができます。

※ 給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師へご相談ください。

